

第2章 対象事業実施区域及びその周囲の状況

事業実施区域及びその周囲の概況については、福岡市東区のうち事業実施区域及びその周囲の約1,000mを対象とし、既存資料を基に情報を収集・整理した。

2.1 自然的状況

調査対象地域の自然的状況は表2.1-1に示すとおり。

表2.1-1(1) 自然的状況

項目	概要	
大気環境	気象	気象の状況は、事業実施区域及に最も近い福岡管区気象台の観測値を用いて把握した。平年値で、年間平均気温17.0℃、年間降水量1,612.3mm、年最多風向 南東、年間平均風速3.1m/sである。
	大気質	事業実施区域及びその周辺には、一般環境大気測定局(東局、吉塚)及び自動車排出ガス測定局(千鳥橋局)、降下ばいじん測定場所(吉塚小学校)の測定資料がある。 平成29年度の測定結果では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質はいずれの測定局についても環境基準の長期的評価を達成している。また、降下ばいじんは、参考値を下回っている。 なお、光化学オキシダントはいずれの一般環境大気測定局で、微小粒子状物質は千鳥橋局で環境基準を非達成である。
	騒音	事業実施区域及びその周辺の自動車交通騒音は平成25～29年度について20地点で自動車騒音が測定されている。一般国道3号は平成27年度のバイパス(松崎2丁目4)の昼間を除く全地点で環境基準を非達成である。また、平成29年度における県道福岡直方線(原田2丁目21)でも環境基準を非達成である。 事業実施区域及びその周辺の航空機騒音は、平成25～29年度に3地点で測定されている。いずれの地点においても環境基準(L _{den} 類型Ⅱ(62dB以下))を非達成である。
	振動	事業実施区域及びその周辺の道路交通振動は平成25～29年度について2地点で測定されており、道路交通振動の要請限度を下回っている。
水環境	水象	事業実施区域及びその周辺では、二級河川として多々良川と宇美川があり、事業実施区域の北東側で二級河川多々良川と宇美川が合流している。
	水質	事業実施区域及びその周辺では、多々良川下流部の名島橋、須恵川下流の休也橋、宇美川下流の塔の本橋で水質測定を行っており、過去5ヶ年の生活環境項目の浮遊物質量は、C累計の環境基準(50mg/L以下)を達成している。また、過去5ヶ年のBOD(75%値)は、C類型の環境基準(5mg/L)を達成している。 健康項目は、平成25年度及び平成29年度に多々良川で海水の影響と考えられるふっ素及びぼう素が環境基準を非達成であった。これ以外の年度、項目については、海水の影響と考えられるぼう素を除き環境基準を達成している。
	水底の底質	水質調査と同じ3箇所で行われている。平成25年～29年度の調査では、底質の暫定除去基準の対象項目である総水銀、PCBについて、基準値を下回っている。
	地下水	調査対象区域では、平成29年度の東区原田での概況調査で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しているが、他地区の調査では環境基準を達成している。また、東区原田の継続監視調査では、環境基準を達成している。

表 2.1-1(2) 自然的状況

項目		概要
土壌及び地盤	土壌	<p>事業実施区域及びその周囲は、市街地その他がほとんどであり、乾性褐色森林土が一部分布している他は、灰色低地土壌が点在している。</p> <p>平成 27 年度の土壌汚染(ダイオキシン類)の測定は、東区箱崎地区の 1 箇所で行われており、環境基準を達成している。</p> <p>九州大学箱崎キャンパス跡地において土壌汚染調査を実施したところ、土壌汚染対策法に係る指定基準を超える水銀・砒素・鉛・六価クロムが検出されたため、同法に基づく地下水の水質の測定及び原位置封じ込め等による対策を実施した後、汚染土の掘削除去を行い、現在は地下水モニタリングを行っている。</p>
	地形・地質	<p>事業実施区域及びその周囲は、博多湾沿岸の東部に位置し、博多湾へ流下する多々良川、御笠川、那珂川などにより形成される福岡平野の一部にあり、ほぼ平坦な海岸砂丘、砂浜と平野(三角州)、埋立地となっている。</p> <p>事業実施区域及びその周囲は、大部分が海浜砂層の砂であり、東側に沖積層の砂・泥・礫が分布する。名島周辺はシルト岩を伴う、砂岩、礫岩が見られる。</p> <p>事業実施区域及びその周囲の重要な地形・地質として、名島の橋石(国指定天然記念物)、古第三紀岩石海岸(学術的価値の高い地質)がある。</p>
動物・植物・生態系	動物	<p>事業実施区域及びその周囲における哺乳類、両生類・爬虫類の重要な種は確認されていない。事業実施区域及びその周囲における鳥類の重要な種は、クロツラヘラサギ、カンムリカイツブリ、コアジサシ等 48 種、昆虫類の重要な種は、ベニイトトンボ、アオヤンマの 2 種、魚類の重要な種はアユ、エドハゼ、シロウオ等 7 種、貝類、甲殻類その他の重要な種は、貝類がヒロクチカノコ、ウミナナ等 7 種、甲殻類その他がアリアケガニ、オサガニ、ハクセンシオマネキ等 8 種が確認されている。</p>
	植物	<p>事業実施区域及びその周囲の植生は、公園、市街地、緑の多い市街地である。</p> <p>植物の重要な種はイソホウキギ、カワヂシャ、コギシギシ等 7 種、貴重・希少植物群落はミズバイースダジイ群集、ムサシアブミータブノキ群集の 2 群落及びヨシクラスが分布している。</p>
	生態系	<p>事業実施区域及びその周囲は、広く分布する「市街地」、「二次林」、「河川汽水域」に区分される。</p> <p>「市街地」の代表的な生物種は、植栽等の植物並びにアブラコウモリ、スズメ、ハクセキレイ、ヤモリ、アマガエル、ミカドアゲハ、ウスバキトンボ、メダカ、ヤマトシジミなど、「二次林」の代表的な生物種は、タブ群落、シーカシ萌芽燐等の植物並びにアブラコウモリ、スズメ、ハクセキレイ、ヤモリ、アマガエル、ミカドアゲハ、ウスバキトンボなど、「河川汽水域」の代表的な生物種は、ヨシ群落、塩生植物群落等の植物並びにミシシippアカミガメ、コサギ、マガモ、コアジサシ、シロウオ、トビハゼ、ヤマトオサガニなどである。</p>
景観・人と自然との活動の場	景観	<p>事業実施区域周囲の主要な眺望点として、多々良川緑地、地蔵松原公園、汐井公園(野球場)の 3 箇所がある。</p> <p>自然的構成要素として位置づけられる主な景観資源はなく、地蔵松原公園は元寇防塁(国指定史跡)が存在するため、自然景観資源以外の主な景観資源となっている。</p>
	人と自然との活動の場	<p>事業実施区域周囲の人と自然との活動の場として、貝塚公園、多々良川緑地、地蔵松原公園、汐井公園の 4 箇所及び東区ウォーキングコースがある。</p>
一般環境中の放射性物質の状況		<p>事業実施区域の周囲の一般環境中の放射性物質(放射線の量)は、近傍の一般環境大気測定局である東局(箱崎中学校校庭)、吉塚局(東吉塚小学校校庭)で年 4 回測定されており、平成 25~29 年の放射線量は東局が 0.06~0.08 $\mu\text{Sv}/\text{時}$、吉塚局が 0.06~0.07 $\mu\text{Sv}/\text{時}$ であり大きな変動はなく、公衆被曝線量限度の 1,000 $\mu\text{Sv}/\text{年}$ を大きく下回っている。</p>

2.2 社会的状況

調査対象地域の社会的状況は表 2.2-1 に示すとおり。

表 2.2-1 社会的状況

項目		概要
人口・産業	人口	事業実施区域が位置する福岡市東区の人口は約 31 万 6 千人で福岡市の人口の約 2 割を占め、平成 22 年から 27 年にかけて 4.7% 増加している。また、人口密度も約 4,500 人/km ² で増加傾向にある。
	産業	福岡市東区の平成 27 年度の就業者数は約 13 万人であり、サービス業を含む第 3 次産業の割合が高く 83.6% を占め、第 2 次産業が 15.9%、第 1 次産業が 0.5% である。
資源利用	土地利用	事業実施区域及びその周辺は主に宅地として利用され、福岡市東区では宅地が 65.8% を占める。 事業実施区域及びその周囲における用途地域は、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域に指定されている。
	河川、地下水の利用状況	福岡市東区における河川利用は、上水及び用水として多々良川からの取水が多い。地下水は上水道、用水供給での利用はなく、工業用水に利用されている。
社会資本整備	交通の状況	事業実施区域及びその周辺の主要な道路は、福岡都市高速道路 1 号香椎線(香椎 IC～貝塚 JCT:20,254 台/日、貝塚 JCT～千鳥橋 JCT:71,790 台/日)、事業実施区域の北側を東西に通過する福岡都市高速道路 4 号粕屋線(40,055 台/日)があり、西側に隣接し南北に通過する国道 3 号(54,409 台/日)、国道 201 号(37,159 台/日)及び幹線市道松島貝塚線(33,077 台/日)、国道 3 号(博多バイパス:45,353 台/日)、主要地方道福岡太宰府線(11,189 台/日)、県道浜新建堅粕線(21,528 台/日)、福岡都市高速道路 1 号香椎線の並行路線の香椎箱崎浜線(18,552 台/日)がある。 事業実施区域近くの鉄道は、JR 箱崎駅、JR 吉塚駅、JR 千早駅、西鉄貝塚駅、市営地下鉄の貝塚駅、箱崎九大前駅がある。
	学校、病院等環境の保全についての配慮が必要な施設の状況	事業実施区域内に箱崎中学校、西側に東箱崎小学校が隣接している。 また、事業実施区域周辺には保育園、社会福祉施設、病院が隣接している。
	下水道	福岡市東区の平成 29 年度における下水道普及率は、99.7% である。

2.3 環境保全上の指定・規制の状況

調査対象地域の環境保全上の指定・規制の状況は表 2.3-1(1)～(3)に示すとおり。

表 2.3-1(1) 環境保全上の指定・規制の状況

項目	概要	
環境基本法に基づく環境基準	大気汚染	・大気汚染に係る環境基準 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微細粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの10項目について基準が定められている。
	水質汚濁	・人の健康の保護に関する環境基準 全公共用水域に適用され、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム等の27項目に関して、一律に基準が定められている。 ・生活環境の保全に関する環境基準 河川、湖沼及び海域ごとに水域類型を設け、それに応じて基準を設定している。事業実施区域及びその周囲の多々良川及びその支川の宇美川は、河川C類型に指定されている。
	地下水の水質汚濁	・地下水の水質汚濁に係る環境基準 全ての地下水に適用され、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム等の28項目に関して、一律に基準が定められている。
	土壌の汚染	・土壌の汚染に係る環境基準 全ての土壌に適用され、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素等29項目に関して、一律に基準が定められている。
	騒音	・騒音に係る環境基準 「道路に面する地域以外の地域(一般地域)」、「道路に面する地域」の区分ごとに基準が定められている。事業実施区域及びその周囲は、A類型、B類型及びC類型に指定されている。 ・航空機騒音に係る環境基準 事業実施区域及びその周囲は、航空機騒音に係る類型指定地域であり、類型I及び類型IIに指定されている。
ダイオキシン類	・ダイオキシン類に係る環境基準 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染について、全国一律に基準が設定されている。	
大気汚染に係る規制	施設の設置等	・大気汚染防止法 ばい煙発生施設及び粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設を設置しようとする場合に届出義務を課すほか、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準、揮発性有機化合物排出施設、水銀大気排出施設の排出基準が定められている。 ・福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設についても、同条例で規定するばい煙に係る特定施設として設置する場合に届出が義務づけられ、排出基準が定められている。
	自動車排出ガス	・自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における送料の削減に関する特別措置法 事業実施区域が位置する福岡市は、窒素酸化物対策地域及び浮遊粒子状物質対策地域に指定されていない。
水質汚濁に係る規制	公共用水域	・水質汚濁防止法 特定施設を設置し公共用水域に排水を排水する工場・事業所に対して、排水基準が適用される。 ・福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 規制対象工場・事業所の追加及び排水基準の強化(上乘せ排水基準)が定められている。 ・瀬戸内海環境保全特別措置法 福岡市は対象区域ではない。
	下水道	・下水道法及び福岡市下水道条例 工場から公共下水道に排出される排水について、下水排除基準が定められている。

表 2.3-1(2) 環境保全上の指定・規制の状況

項目		概要
騒音に係る規制	特定工場の騒音	・騒音規制法 規制区域及び規制基準が定められている。 事業実施区域及びその周囲は、第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域に指定されている。
	特定建設作業に伴って発生する騒音	・騒音規制法 規制区域を定め、規制種別(敷地境界における騒音の大きさ、作業ができる時間等)に応じて規制基準が定められている。 事業実施区域及びその周囲は、第1号区域、第2号区域に指定されている。
	自動車騒音の要請限度	・騒音規制法 規制区域及び要請限度が定められている。 事業実施区域及びその周囲は、a区域、b区域、c区域に指定されている。
振動に係る規制	特定工場の振動	・土壌の汚染に係る環境基準 全ての土壌に適用され、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素等 29項目に関して、一律に基準が定められている。
	特定建設作業に伴って発生する振動	・騒音に係る環境基準 「道路に面する地域以外の地域(一般地域)」、「道路に面する地域」の区分ごとに基準が定められている。事業実施区域及びその周囲は、A類型、B類型及びC類型に指定されている。 ・航空機騒音に係る環境基準 事業実施区域及びその周囲は、航空機騒音に係る類型指定地域であり、類型Ⅰ及び類型Ⅱに指定されている。
	道路交通振動の要請限度	・ダイオキシン類に係る環境基準 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染について、全国一律に基準が設定されている。
悪臭に係る規制	悪臭に係る規制基準	・悪臭防止法 福岡市では市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質ごとに事業所の敷地境界の基準を定めている。 ・福岡市悪臭対策指導要綱 福岡市は、悪臭防止法を補完し、必要に応じて臭気指数による指導を行っている。
汚土壌	要措置区域の指定に係る基準等	・土壌汚染対策法 要措置区域の指定に係る基準及び地下水基準が定められている。 事業実施区域の一部は、要措置区域、形質変更時要届出区域に指定されている。
地下水	地下水の採取に係る規制	・工業用水法 地盤沈下等の地下水障害が発生し、かつ工業用水の利用が大である特定の地域が政令で地域指定されている。 事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。 ・建物用地下水の採取の規制に関する法律 地下水の採取により地盤が沈下し、それに伴い高潮、出水等による災害が発生する恐れがある地域が政令で指定されている。 事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
自然環境法令等	自然公園	・自然公園法、福岡県立自然公園条例 すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育及び教化に資することを目的として、自然公園(国立公園、国定公園、福岡県立自然公園)が指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、自然公園に指定された地域はない。
	自然環境保全地域	・自然環境保全法、福岡県環境保全に関する条例 自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、原生自然環境保全地域、福岡県自然環境保全地域が指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、自然環境保全地域に指定された地域はない。
	鳥獣保護区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 鳥獣の保護及び管理と狩猟の適正化を図り、生物多様性の確保、生活環境の保全等を目的として、鳥獣保護区、旧猟区等が指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、鳥獣保護区が2箇所、特定猟具(銃器)使用禁止区域が1箇所指定されている。

表 2.3-1(3) 環境保全上の指定・規制の状況

項目		概要
自然環境法令等	保安林	・森林法 水源のかん養、土砂の流出や崩壊の防備、火災の防備などの公益目的を達成するため、森林が保安林として指定されている。 事業実施区及びその周囲には、保安林に指定された森林はない。
	風致地区等	・都市計画法 良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域が風致地区として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、風致地区が4箇所指定されている。 ・都市緑化法 都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止となる、伝統的・文化的意義を有する、動植物の生育地等となる等のいずれかに該当する緑地が特別緑地保全地区として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、風致地区が3箇所指定されている。
	景観形成地区	・福岡市都市景観条例 景観形成を重点的に図る地区が都市景観形成地区として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、都市景観形成地域が1箇所指定されている。
文化財	史跡・名勝・天然記念物等	・文化財保護法、福岡県文化財保護条例、福岡市文化財保護条例 文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として、文化財(史跡・名勝・天然記念物等)が指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、史跡が国指定1件、県指定1件、天然記念物が国指定1件、有形文化財が国指定3件、県指定1件ある。
防災関連法令等	急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 崩壊する恐れのある急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地)で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域が急傾斜地崩壊危険区域として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、急傾斜地崩壊危険区域が3箇所指定されている。
	砂防指定地	・砂防法 降雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備必要な土地又は一定の行為を禁止又は制限する必要がある土地の区域が砂防指定地として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、砂防指定地は指定されていない。
	地すべり防止区域	・地すべり等防止法 地すべり区域及びこれに隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのある区域が地すべり防止区域として指定されている。 事業実施区域及びその周囲には、地すべり防止区域は指定されていない。
	地震等による被害予想等	・福岡県津波浸水想定の設定について(平成28年2月、福岡県) 事業実施区域及びその周囲には、最大クラスの津波を対象とした浸水想定区域(0.01~2.0m未満)が分布する。
	降雨による被害予想等	・水防法の改正(平成27年5月)に基づく「想定される最大規模の降雨」による洪水浸水想定区域図の公表(平成30年4月、福岡県) 多々良川の最大規模降雨による洪水では、事業実施区域の一部で地域が浸水した場合に想定される水深が0.5m未満となると想定されている。また、宇美川の最大規模降雨による洪水では、事業実施区域の全域で0.5m未満もしくは0.5~3.0m未満の水深になると想定されている。

2.4 その他の必要な事項

調査対象地域のその他の必要な事項の状況は表 2.4-1 に示すとおり。

表 2.4-1 その他の必要な事項の状況

項 目		概 要
苦 害 公 害	公害苦情件数	平成 29 年度の公害苦情件数は、福岡市では総数が 408 件あり、騒音が 209 件と最も多く、次いで大気汚染と悪臭が 63 件である。福岡市東区では総数が 112 件あり、騒音が 42 件と最も多く、次いで大気汚染が 35 件である。
地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画	福岡県環境総合基本計画	福岡県では、行政の各分野における環境の保全と創造に関する共通認識を形成し、施策相互の連携に資するため、環境政策の長期的な目標と施策の具体的方向性を明らかにした環境総合基本計画を平成 7 年に、第二次計画を平成 15 年に、第三次計画を平成 24 年度に策定している。平成 30 年には、SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)の考え方を活かして、新たな福岡県環境総合ビジョン(第四次福岡県環境総合基本計画)が策定されている。
	福岡県廃棄物処理計画	福岡県では、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月に平成 32 年度までを計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。
	福岡市新世代環境都市ビジョン	福岡市では、複雑・多様化する環境問題と、関連する社会・経済の情勢の変化に対応しながら、長期的展望に立って環境都市づくりを推進するための指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」を平成 25 年 3 月に策定している。
	福岡市環境基本計画(第三次)	福岡市では、「福岡市環境基本条例」(平成 8 年 9 月 26 日 条例第 41 号)に基づき平成 9 年に環境基本計画(第一次)、平成 18 年に環境基本計画(第二次)を策定し、平成 26 年 9 月に環境基本計画(第三次)を策定している。
	福岡市環境配慮指針(改定版)	福岡市では、「福岡市環境基本計画(第三次)」が目指すまちの姿である「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へいのちつなぐまち」を実現するために、福岡市内で実施される都市基盤整備事業や開発事業等の「構想」「計画」「施工」「供用」の各段階にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針として「福岡市環境配慮指針(改定版)」(平成 28 年 9 月)を策定している。
	生物多様性ふくおか戦略	本戦略は、「生物多様性基本法」第 13 条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて、平成 24 年 5 月に策定されたものである。
	新循環のまち・ふくおか基本計画(第 4 次福岡市一般廃棄物処理基本計画)	福岡市では、平成 23 年 12 月に第 4 次計画を策定し、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たな、ごみ減量・リサイクルの数値目標を設定している。
	九州地方における建設リサイクル推進計画 2014	国土交通省では、国および地方公共団体のみならず民間事業者も含めた建設リサイクルの関係者が、今後、中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年 9 月)を策定している。